保 発 0401 第 8 号 令 和 4 年 4 月 1 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長 (公印省略)

健康保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について

健康保険法施行規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第79号)が本日公布され、令和6年1月1日から施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、実施に 当たっては、これらに留意の上、遺漏ないよう取り扱われたい。

記

## 第1 改正の趣旨及び内容

令和6年度以降の全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率に係る加算・減算制度(いわゆる「協会インセンティブ制度」)について、

- ・ 減算対象となる都道府県支部を、総得点(「特定健康診査等の実施状況等を 勘案して協会が算定した得点」をいう。以下同じ。)が全都道府県支部の上位 2分の1の範囲に属する都道府県支部から、当該総得点が全都道府県支部の上位 3分の1の範囲に属する都道府県支部に変更する。
- ・ 特定健康診査等の実施状況等に対する評価指標1から5までのうち、評価指標4を「支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療機関への速やかな受診を要すると認めた者の保険医療機関の受診率」とする。

## 第2 施行期日

令和6年1月1日

報

令和四年四月一日 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号) ○厚生労働省令第七十九号 第四十五条の二第一号二の規定に基づき、 健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。健康保険法施行規則の一部を改正する省令

ľ	
五 (略)	五 (略)
機関への受診を勧奨した者の保険医療機関の受診率	機関への速やかな受診を要すると認めた者の保険医療機関の受診率
四 支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療	四 支部被保険者及びその被扶養者のうち協会が特定健康診査等の結果等を勘案して保険医療
一~三 (略)	- <u>&gt; 三 · (略)</u>
案して協会が算定した数とする。	案して協会が算定した数とする。
数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘	数値、当該数値の当該一の事業年度の前々年度における次に掲げる数値からの改善状況等を勘
2 前項第一号イ⑴の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる	2 前項第一号イ⑴の総得点は、一の事業年度の前事業年度における当該支部に係る次に掲げる
二・三(略)	二•三 (略)
口 (略)	口 (略)
	得点として協会が定める数
(2) 各支部の(1)に規定する総得点の中央値として協会が定める数	② 各支部の⑴に規定する総得点の上位三分の一の範囲に属する総得点のうち最も低い総
(1) (略)	(1) (略)
場合にあっては、零)	場合にあっては、零)
イ ①に掲げる数から②に掲げる数を減じて得た数 ②に掲げる数が①に掲げる数を上	イ ①に掲げる数から②に掲げる数を減じて得た数 (②に掲げる数が1)に掲げる数を上回る
イに掲げる数に口に掲げる額を乗じて得た額	一 イに掲げる数に口に掲げる額を乗じて得た額
に掲げる額を乗じて得た額とする。	に掲げる額を乗じて得た額とする。
に規定する支部をいう。)ごとに第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数に第:	に規定する支部をいう。)ごとに第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数に第三号
第百三十五条の五の二 令第四十五条の二第一号二の報奨金の額は、支部(法第七条の四第	第百三十五条の五の二 令第四十五条の二第一号二の報奨金の額は、支部(法第七条の四第一項
(令第四十五条の二第一号二の報奨金の額の算定)	(令第四十五条の二第一号二の報奨金の額の算定)
改正前	改正後
(傍線部分は改正部分)	

厚生労働大臣

後藤

茂之

2 算定について適用し、同年二月以前に用いられる都道府県単位保険料率に係る報奨金の額の算定については、なお従前の例による。(位保険料率をいう。以下この項において同じ。)に係る報奨金(健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十五条の二第一号二に規定する報奨金をいう。以下この項において同じ。)の額のは、改正後の健康保険法施行規則第百三十五条の五の二の規定は、令和六年三月以後に用いられる都道府県単位保険料率(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百六十条第二項に規定する都道府県単(報奨金の額の算定に関する経過措置)(正の省令は、令和六年一月一日から施行する。(施行期日)